

白鷹町有料広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が保有又は管理する有形、無形の資産（以下「広告媒体」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって地域経済の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告)

第2条 広告とは、国、地方公共団体、公社、公益法人及び営利を目的とする企業・団体等が営業活動の一環として行う宣伝とする。

(広告の基本原則)

第3条 広告についての基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(掲載基準)

第4条 広告媒体を所管する部署（以下「所管部署」という。）は、当該広告媒体に掲載できる申込対象者、広告の範囲、枠数、規格その他広告の掲載に必要となる事項を定めた基準（以下「掲載基準」という。）を作成し、当該掲載基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(募集等)

第5条 広告主の募集及び選定業務は、直接所管部署が行う方法又は当該業務の取扱いについて町と契約した者（以下「広告取扱業者」という。）が行う方法のいずれかとし、その選択は年度毎に決定する。

2 広告主の募集は、広報紙、公式ホームページ等により行う。

3 前項の規定にかかわらず、広告主が募集枠に満たないときは、次条の優先順位により、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の優先順位)

第6条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの

第2順位 公共的性格を有する企業及びそれに類するもの

第3順位 第2順位に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの

第4順位 第2順位に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所等を有しないもの

第5順位 前各順位に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるもの

2 前項において同一の順位で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。また、広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

(広告審査委員会)

第7条 広告媒体に掲載する広告に疑義が生じた場合、その掲載の可否を審査するため白鷹町
広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長は、副町長をもって充てる。

4 委員は、総務政策課長、町民税務課長、産業振興課長、健康福祉課長、建設水道課長及
び教育振興主幹をもって充てる。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ指定した者がその職務
を代行する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て新たに委員を指名することが
できる。

7 委員会の庶務は、総務政策課において処理する。

（掲載の決定）

第8条 町長は、委員会の審査結果を受けて、掲載の可否を決定し、必要に応じて広告主又は
広告取扱業者に広告の表示内容の修正等を指示するものとする。

2 広告主又は広告取扱業者は、前項の指示に従わなければならない。

（掲載料）

第9条 広告掲載料は、広告の作成経費、広告媒体の種類及び広告の掲載位置、掲載期間、広
告の規格・大きさ、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。ただし、入札等
の方法による場合は、この限りでない。

（掲載料の納付）

第10条 広告主又は広告取扱業者は、町長が指定する期日までに当該広告掲載料金を一括納
入するものとする。

（掲載料の還付）

第11条 既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載がで
きなくなったときはこの限りでない。

（掲載期間）

第12条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最長12月とする。

（広告掲載の取消）

第13条 町長は、第8条の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広
告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱又は掲載基準に反すると判断したとき。

(2) 掲載料を納入しなかったとき。

(3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は前項の取り消しにより、広告主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この事業の実施について必要な手
続きは、この要綱の施行の日前に行うことができる。